

第三者認証GAP等取得促進事業実施要領

県は、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）及び福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、第三者認証GAP等取得促進事業補助金交付要綱（平成29年4月1日付け29農支第2号、以下「交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故から生産者は農地の除染や放射性物質吸収抑制対策などにより安全な農産物の生産に努めたことで、基準値を超える農産物はなくなっている。しかしながら、風評による買い控えや価格低迷、そして、事故の風化による支援機運の低下などにより、県産農産物は依然として厳しい状況に置かれている。

このような状況において、安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAP等の取組を推進するとともに、産地の取組を情報発信することにより、消費者の信頼回復を図ることを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助率、補助対象及び補助要件は、別表のとおりとする。

第3 補助

県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、事業実施主体の長に対し補助する。

第4 事業実施計画の申請及び承認等

- 1 事業実施主体の長は、あらかじめ事業実施計画（別紙様式）を添えて承認申請書（様式1）を農林事務所長（県域団体の場合は農林水産部長：以下「所長等」という。）に提出する。
- 2 所長等は事業実施計画を審査し適当と認めた場合は、事業実施主体の長に対し承認を行う（様式2）。なお、農林事務所長は承認を行う前にあらかじめ農林水産部長に協議する。ただし、交付要綱別表に記載された認証の継続のみを対象とした事業実施計画については、別に定める様式（様式2-2）の提出により農林水産部長との協議に代えることができるものとし、所長等は事業実施計画承認後、当該年度の6月、9月、12月、3月の各月15日までに事業実施計画を農林水産部長に報告する。
- 3 事業実施主体の長は、前項の承認を得た後に、交付要綱第3条または第5条に定める申請をすることができる。

第5 事業計画の変更

事業実施主体の長は、事業実施計画の承認を受けた後に、当該計画を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式3）を所長等へ提出し承認を受ける。所長等は第4の2に準じて承認を行う。

第6 成果確認検査

所長等は、交付要綱第9条による実績報告を受けたときは、検査確認に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて行う。

第7 その他

- 1 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定める。
- 2 交付要綱様式第1号中の7（1）事業実施計画書及び様式第6号の6（1）事業実績書の別に定める様式については、本要領別紙様式のとおりとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、平成30年4月1日より施行する。平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、平成31年4月1日より施行する。平成31年度分の補助金から適用する。（改元後は新元号及び年次に読み替える）

附 則

この要領改正は、令和3年4月1日より施行する。令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和3年4月28日より施行する。令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和4年4月1日より施行する。令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和4年5月16日より施行する。令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和5年4月1日より施行する。令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和6年4月1日より施行する。令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和7年4月1日より施行する。令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領改正は、令和8年4月16日より施行する。令和8年度分の補助金から適用する。

第三者認証GAP等取得促進事業実施要領 別表 (実施要領第2関係)

メニュー	事業実施主体	補助率	補助対象	補助要件
1 第三者認証GAP取得・継続支援	農業者、農業法人、出荷団体等 (事業実施主体は別に定める基準による)	定額	<p>ア GAPに係る資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GAPの具体的な管理方法に関する研修の実施 ・指導員養成等研修会等への参加 <p>イ 農場でのGAP実践導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証に必要な放射性物質、水質、土壌、残留農薬等検査の実施 ・GAP指導員等による農場点検 ・GAPマニュアルの作成 ・認証に対応する備品設置や施設の改修資材 ・ICTを活用した情報システムによる農場管理 <p>ウ 認証GAPの取得・継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査機関による認証GAPの農場審査 	<p>・ア及びイの取組を行う場合は、ウの取組を行うことただし、やむを得ない事情によりウの取組が行えない場合(事業実施主体の責めに帰すことができない場合に限る。)にあつては、ア及びイの実施をもって当該年度の取組を完了したものとみなすことができるものとする。</p>
2 県GAP取得・継続支援	農業者、農業法人、出荷団体等 (事業実施主体は別に定める基準による)	定額	<p>ア GAPに係る資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GAPの具体的な管理方法に関する研修の実施 ・指導員養成等研修会等への参加 <p>イ 農場でのGAP実践導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認証に必要な放射性物質、水質、土壌、残留農薬等検査の実施 ・GAP指導員等による農場点検 ・GAPマニュアルの作成 ・ICTを活用した情報システムによる生産者及び農場管理 ・認証に対応する備品設置や施設の改修資材 	<p>・審査機関による県GAPの農場審査を受けること。ただし、県が定める審査の省略に該当する場合、又はやむを得ない事情がある場合(事業実施主体の責めに帰すことができない場合に限る。)は、ア及びイの実施をもって当該年度の取組を完了したものとみなすことができるものとする。</p>

メニュー	事業実施主体	補助率	補助対象	補助要件
3 団体認証 取得産地へ の支援	県域農業団体、 県域出荷団体 等 (事業実施主体は 別に定める基準 による)	定額	産地の指導員等の養成及び団体事務局の活動推進 <ul style="list-style-type: none"> ・認証を目指す産地事務局への指導助言 ・具体的な管理手法の研修会等の開催等 ・産地のGAP指導員等育成研修会の開催 ・認証を目指す生産者及び事務局への指導及び内部監査の実施 ・ICTによる情報システムを活用した団体等への指導 	
4 GAP活用 モデル産地 の育成	市町村等	定額	GAP認証取得支援体制の整備及び消費者・実需者等の理解 促進と商品の供給拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・検討会等の開催 ・指導員・審査員の育成 ・マニュアル等の作成 ・消費者・実需者等の理解促進と商品の供給拡大を促進する活動 	県と連携した取組であること